

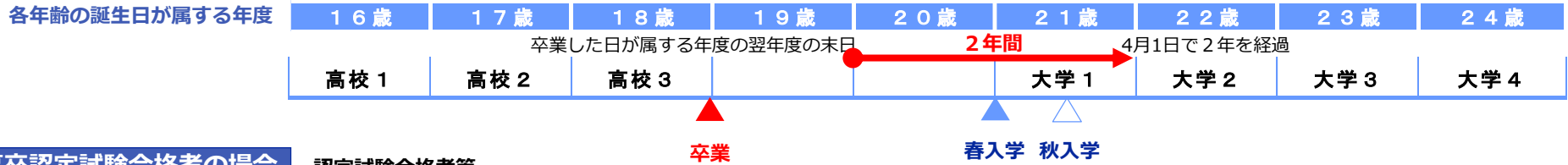
# 大学等に進学するまでの期間に関する要件①

【基本的な考え方】 高校等の卒業から大学等への入学までの期間により、選考対象者か否かの判定を行う。

(入学年度 = 予約採用の申請年度 + 1)

## 高校等の卒業者の場合

(始) 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日 から  
 (終) 確認大学等に入学した日 まで  
 の期間が2年を経過していない者



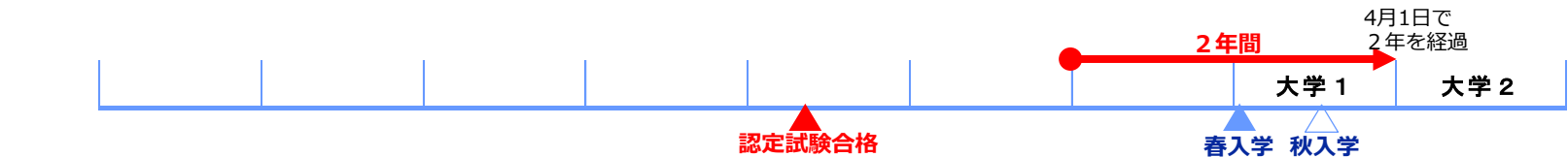
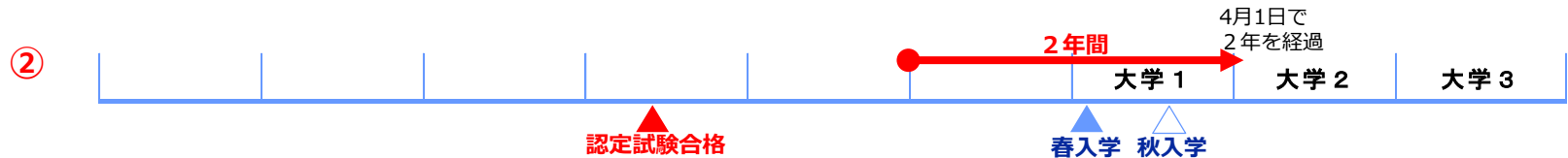
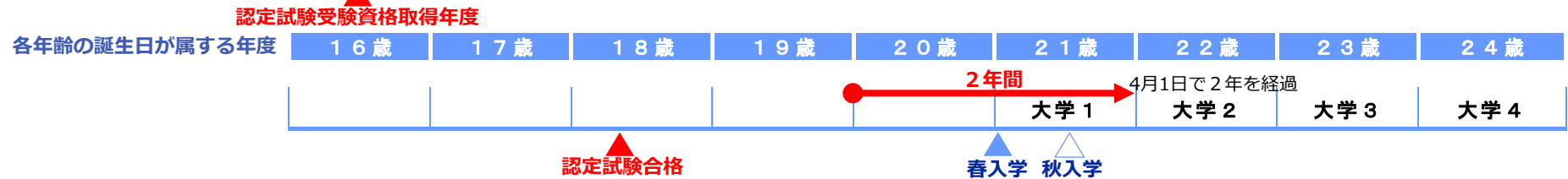
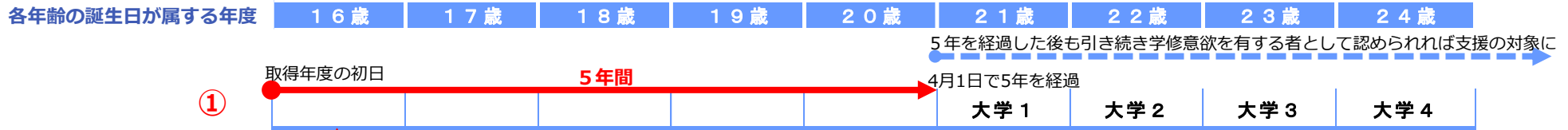
## 高卒認定試験合格者の場合

認定試験合格者等

① (始) 認定試験受験資格取得年度の初日 から  
 (終) 認定試験合格の日 まで  
 の期間が5年を経過していない者等

又は  
 5年を経過した後も引き続き学修意欲を有する者として機構が認める者

② (始) 当該認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日 から  
 (終) 確認大学等に入学した日 まで  
 の期間が2年を経過していない者



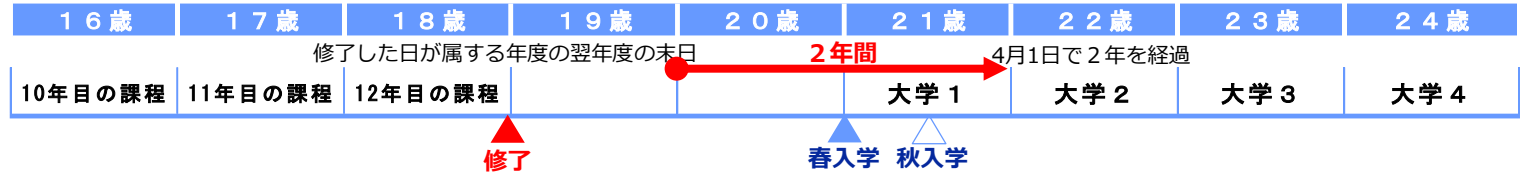
# 大学等に進学するまでの期間に関する要件②

## 海外の教育機関の修了者等の場合

学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者

(始) 学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日 から  
 (終) 確認大学等に入学した日 まで  
 の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度



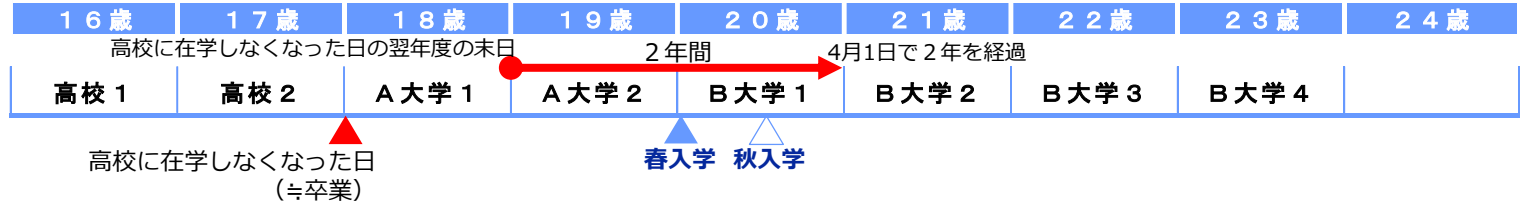
外国において、学校教育における12年の課程を修了した場合

## 「飛び入学者」が飛び入学先の大学を退学し、他の大学に入学する場合

学校教育法施行規則第150条第6号又は同令第183条第2号に該当する者

(始) 高等学校に在学しなくなった日の属する年度の翌年度の末日 から  
 (終) 確認大学等に入学した日 まで  
 の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度



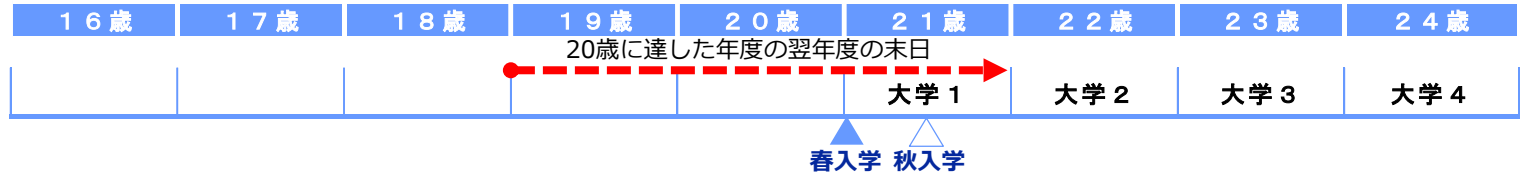
高校に在学しなくなった日 (=卒業)

## 個別の入学資格審査を経て入学する場合

学校教育法施行規則第150号第7号又は同令第183号第3号に該当する者

(終) 20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日 までに確認大学等に入学した者  
 (20歳に達した年度の翌年度の末日を越えて入学した場合は対象外)

各年齢の誕生日が属する年度



春入学 秋入学